

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制・進行管理

本計画の推進にあたっては、「豊川市介護保険事業運営協議会」及び「豊川市地域包括ケア推進協議会」において、各施策の状況について、定期的に評価や意見をいただきながら進行管理を行う体制をとります。

また、個々の事業については、市担当課において毎年度実施状況を確認して、その内容や実施方法について評価し、改善を図ります。

1 介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、住民参加型の組織として、住民の代表、医療関係機関、福祉関係団体や介護サービス事業者などで構成しています。

本計画のうち、高齢者相談センターの指定や運営状況について、地域密着型サービス事業所の整備や指定・指導についてなど、計画の進行に直結する事項を協議します。

また、本市の高齢者施策や介護保険の運営に関する評価や意見については、その後の事業実施や計画の見直しなどに反映させていきます。

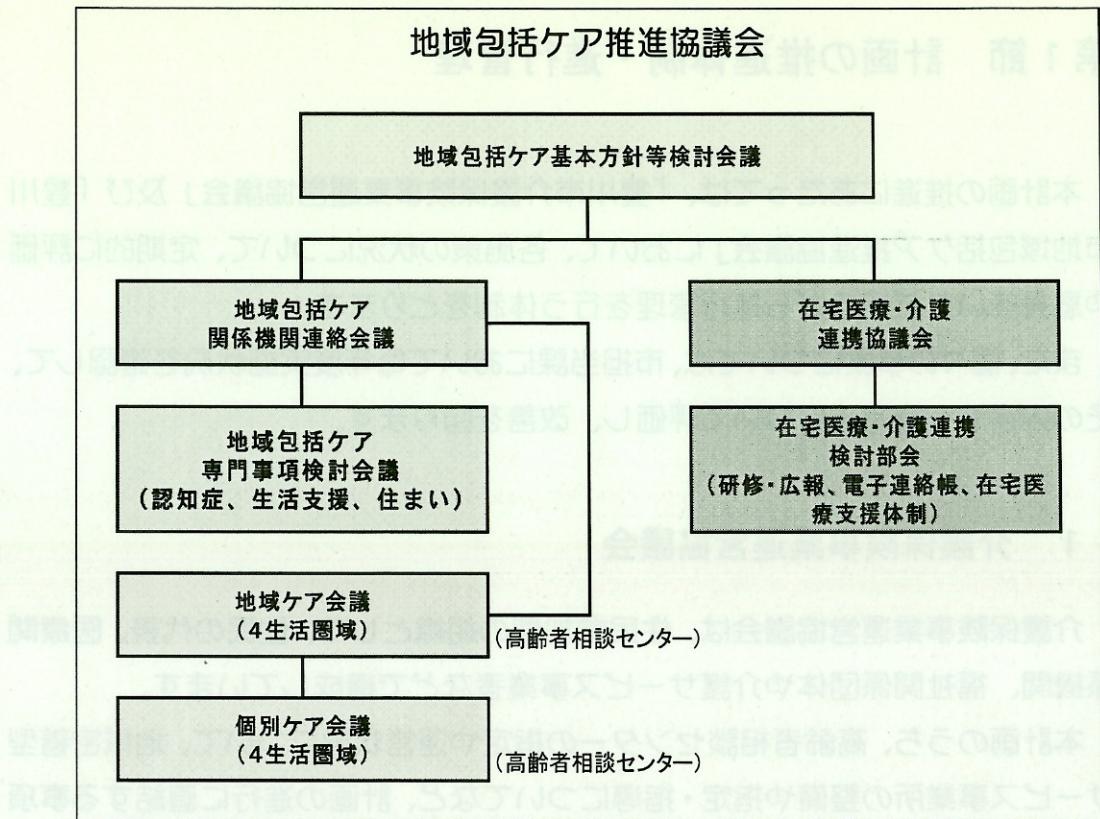
2 地域包括ケア推進協議会

地域包括ケア推進協議会は、本計画が進めようとする地域包括ケアシステムの構築に向け、関係多職種が参画して協議します。

地域ケア会議からの課題や、認知症施策、生活支援、住まいを協議するラインと、在宅医療・介護連携を重点的に協議するラインに分けられ、地域包括ケア基本方針等検討会議において協議結果を集約して基本方針を策定します。

(第3章第2節1(2)⑤地域ケア会議を参照)

地域の面接・連携



会議開催まで手順

まず最初で開催されるのが「会議開催準備会議」。この会議では、会議開催日程、会議開催場所、会議開催時間など、会議開催に関する諸々の準備が行われます。次に「会議開催実行会議」が開催され、会議の運営方針や議題、議事録の作成方法などが決定されます。また、「会議開催実行会議」では、会議開催日程、会議開催場所、会議開催時間など、会議開催に関する諸々の準備が行われます。次に「会議開催実行会議」が開催され、会議の運営方針や議題、議事録の作成方法などが決定されます。

第2節 介護保険制度の信頼性・持続性確保のために

1 介護給付費適正化事業の推進

介護保険財政が将来にわたって安定的、持続的に運営できるかどうかは、介護給付をいかに適正な水準に維持できるかが重要となります。そのため、本市では次のような取組みにより、介護給付の適正化を図ります。

①介護認定調査の直接実施率向上と資質向上

市調査員による介護認定調査率を高めるとともに、調査を委託する介護保険施設などとの連携のもとで、適正な認定調査の実施に努めます。

また、調査員については、研修による資質の向上、定例ミーティングによる課題・認識の共有を図ります。

②ケアプランチェックの実施

ケアマネジャーのセルフチェック研修などを通じ、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」に基づく適切な介護や、支援につなげる一連の流れについて、定着を図ります。

③医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合や縦覧点検については、愛知県国民健康保険団体連合会から提供される介護給付データを活用し、介護報酬請求に際して重複や過誤を発見し、訂正を求める目的としており、今後とも継続して実施します。

④介護給付費の通知

介護給付費の通知は、介護保険制度の理解を促すこと、過誤請求や不正請求の発見や抑止を図ることを目的としており、今後とも継続して実施します。

⑤住宅改修実態調査の実施

住宅改修について、工事前後の現場写真を確認するとともに、必要に応じて被保険者に対する事前調査と事後調査を行い、住宅改修の実態把握を図りながら、一層の適正化に向けた指導・助言を行います。

2 介護従事者への研修機会の充実

市が保険者としての役割を適切に果たし、介護保険を市民の信頼できる制度としていくため、サービスの質の向上に向けた支援に努めます。

①介護人材向け研修機会の充実

高齢者に対して良質なサービスを提供するためには、サービスを提供する人材の資質向上が大切です。そのため、市職員や高齢者相談センター、介護サービス提供事業者などに対する様々な研修の機会を確保するとともに、研修内容の充実に努めます。

在宅医療・介護関係、地域包括ケア関係の研修についても、積極的に参加を求めていきます。

②ケアマネジャーへの支援

高齢者相談センターを中心に、ケアマネジャーへの研修や情報交換の機会を提供するとともに、後方支援体制を整備します。

地域ケア会議においては、日常生活圏域内のケアマネジャーの参加により、個別事例の検討から圏域の課題抽出・検討を行い、資質向上を図ります。

③事業所への支援及び運営指導

市内の介護保険施設や通所型サービスの事業所などを、介護相談員が訪問し、利用者と懇談することで、サービス実施状況の把握・改善を図ります。

また、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会及び各部会におけるネットワークを活用し、国や県からの各種情報の周知を行っていきます。

地域密着型サービスについては市が指定・指導権限を有しているため、事業者への集団指導、実地指導などを適宜実施し、適切な運営指導を行い、サービスの質の向上を図ります。県が指定、指導権限を有している施設に対する

る実施指導については、県と共同して行います。

サービスに対する苦情や事故の報告があった際には、保険者として状況を確認し、事業所への指導・助言や、必要に応じて県と共同して対処します。特に、定員 18 人以下の小規模な通所介護については、平成 28 年度から地域密着型サービスに移行します。25 箇所程度の移行が見込まれ、対象事業所が増加しますので、適切な対応ができるようにしていきます。

④介護現場のイメージアップ

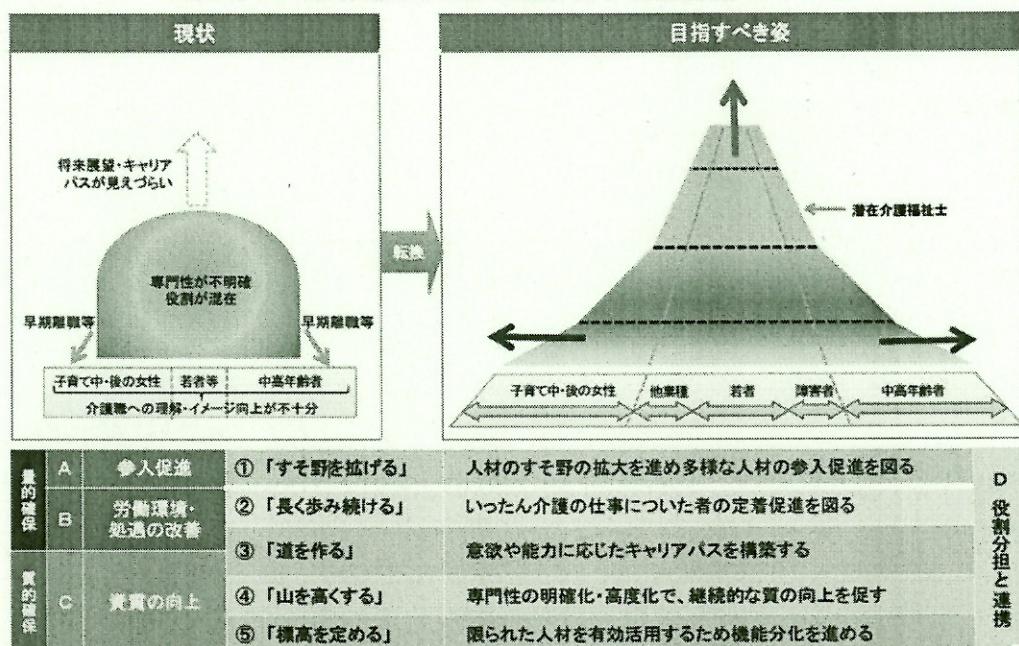
介護の職場については、他産業に比較しても平均賃金が安く、離職率が高い状況にあります。処遇の改善は、全国的な介護報酬の水準に影響されますので、市として経済的な支援を行うことはできません。

しかし、介護を担う人材の不足により、介護サービスが立ち行かなくなつては、利用者に影響が及ぼしますので、介護事業者のやりがい、熱意などを市としてPRするなどして、人材確保につなげていくことを検討していきます。

また、愛知県が行う「介護人材の確保・資質の向上に資する事業」の情報を介護サービス事業所に提供するとともに、人材確保に繋がる新たな財政支援制度として造成される「地域医療介護総合確保基金」の様々なメニューを活用し、人材確保・育成に向けて介護事業者や地元の福祉専門学校と連携を図っていきます。

○厚生労働省資料から

2025年に向けた介護人材・介護業界の構造転換(イメージ)



3 介護サービス情報の公表

介護サービス情報公表システムを周知し、利用者がサービス選択する際の情報として活用できるようにします。また、市から、利用者の選択に資するように、情報を充実するよう事業者に働きかけていきます。

○介護サービス情報公表システムのホームページ

The screenshot shows the homepage of the "介護事業所検索" (Care Facility Search) system. At the top, there is a search bar with fields for "住所" (Address), "キーワード" (Keyword), "目的" (Purpose), and a "文字サイズの変更" (Text Size Change) button. Below the search bar, there is a link to "全国版トップ" (National Edition Top). A notice box states: "[WAMNETからアクセスいただいた方へ] WAMNETの介護事業所情報は平成24年9月30日をもって提供が終了しました。平成24年10月1日からは、同じく介護事業者の情報を提供している制度として「介護サービス情報公表システム」をご案内しているものです。(WAMNETとは別制度であるため、公開時期や提供項目など、一部異なるものがあります。)" Below this, there are four search options: "地図から探す" (Search by Map), "サービスから探す" (Search by Service), "住まいから探す" (Search by Living), and "条件検索" (Search by Condition). On the left, there is a sidebar with links: "介護保険について", "このホームページの使い方", "アンケート", "地域包括支援センター事業所一覧", and "全国トップへ戻る". At the bottom right, there is a message box with the text "わたしたちがご案内いたします!" and an illustration of two people.

資料編

1 計画策定の経緯

年度	月日	検討事項等
25年度	12月6日	<p>第1回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールについて ○高齢者福祉に関するアンケート調査の実施について (アンケート詳細) <ul style="list-style-type: none"> 調査期間 平成26年1月20日～1月31日 調査区分 ①若年者（第2号被保険者） 1,600人 ②一般高齢者（第1号被保険者） 1,700人 ③要介護（支援）認定者 1,500人
	6月4日	<p>第2回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期介護保険制度の改正内容と策定スケジュールについて ○高齢者福祉に関するアンケート調査の結果について ○第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画各種事業の実施状況と豊川市の現状・推移について ○第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念について ○日常生活圏域について ○各種団体等へのアンケート等の実施について (アンケート詳細) <ul style="list-style-type: none"> 調査期間 平成26年6月13日～6月25日 調査区分 ①高齢者関係団体 4団体 ②市内介護サービス事業者 100事業所 ③市内介護支援専門員 136人
26年度	8月6日	<p>第3回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る団体調査の結果について ○高齢者福祉に関するアンケート調査（介護サービス事業者・介護支援専門員）の結果について ○介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業について ○第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子（案）について
	12月11日	<p>第4回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について ○第6期介護保険料の設定について ○第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画パブリックコメントの実施について (パブリックコメント詳細) <ul style="list-style-type: none"> 意見等の募集期間 平成27年1月10日～2月9日 資料閲覧場所 豊川市役所健康福祉部介護高齢課はじめ16カ所
	2月17日	<p>第5回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画パブリックコメントの結果について ○第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の承認について

2 第6期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 第6期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視野から協議するため、第6期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、別表に定める関係者を委員として組織し、市長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名した委員をもって充て、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ関係者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、豊川市健康福祉部介護高齢課に置く。

(雜 則)

第7条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

3 第6期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

(敬称略・順不同)

委 員	職 名	区 分	備 考
大河 一夫	学識経験を有する者	学識経験者	会 長
渥美 昌之	豊川市健康福祉部長	保険者	副会長
井上 和彦	豊川市医師会の推薦する者	医療関係	
大谷 和生	豊川市歯科医師会の推薦する者		
波多野 知司	豊川市薬剤師会の推薦する者		
山本 精一	豊川市民生委員児童委員協議会の推薦する者	福祉関係	
中田 和男	豊川市社会福祉協議会の推薦する者		
白井 勝	介護保険施設を代表する者		
平田 節雄	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会の推薦する者	被保険者	
野澤 定一	豊川市シルバー人材センターの推薦する者		
寺部 佳宏	豊川市連区長会の推薦する者		
鈴木 至	豊川市老人クラブ連合会を代表する者	被保険者	
富田 正治	豊川市障害者（児）団体連絡協議会を代表する者		
竹本 三保子	要介護高齢者の介護家族を代表する者		
辻 照代	要介護高齢者の介護家族を代表する者	被保険者	
権田 寿子	介護保険第1号被保険者を代表する者		
片山 佳代子	介護保険第2号被保険者を代表する者		

東國廿葉草薙刀会画帖聯説市川豊賀 8

職名会員表

(同不願・御用達)

会員名		会員登録年月日	会員登録年月日
真会頭	吉田義義	告示下登録年月日	大正 丙午
真会頭	吉田義	会頭好品原野市川豊	乙酉 美瑞
		告示下登録の会頭原野市川豊	嘉麻 五郎
	吉田義	告示下登録の会頭原野市川豊	金城 令大
		告示下登録の会頭原野市川豊	田代 信重
		告示下登録の会頭原野市川豊	一井 本山
		告示下登録の会頭原野市川豊	民旺 田中
		告示下登録の会頭原野市川豊	伊藤 桂昌
		告示下登録の会頭原野市川豊	鶴仙 田中
		告示下登録の会頭原野市川豊	一宝 駿遠
		告示下登録の会頭原野市川豊	金井 謙次
		告示下登録の会頭原野市川豊	至 木曾
		告示下登録の会頭原野市川豊	吉五 田中
		告示下登録の会頭原野市川豊	千鶴三 本音
		告示下登録の会頭原野市川豊	升強 五
		告示下登録の会頭原野市川豊	左近 田嶽
		告示下登録の会頭原野市川豊	左角桂 由作

第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(とよかわ地域包括ケア計画)
(平成27年度～平成29年度)

発行年月日：平成27年3月

発 行：豊 川 市

編 集：豊川市健康福祉部介護高齢課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

電 話 (0533) 89-2173

FAX (0533) 89-2137

E-Mail kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp